

月報

17号

発行所

青丘文庫

発行★韓 哲 職 編集★金 慶 浩

〒654 神戸市須磨区千歳町4丁目1-3

エパーグリーンビル5F

TEL (078) 734-5989

「研究会発足五周年にあたって」

善 彦 孝

朝鮮民族運動史研究会も、一九八一の四月に発足して、すでに満五周年がすぎ去りました。そして近日中に、『朝鮮民族運動史研究』第三号が世にあることになりました。

『朝鮮史叢』を改題したこの研究会誌の「創刊に寄せて」にも書いたように、われ

われは朝鮮近代史分野では比較的新におくれこいるばかりでなく、いろいろな制約の多い「三・一運動後の民族運動史研究に重点をおく」研究会運営をつづけてきました。

『朝鮮民族運動史研究』の巻末に掲載している「研究会の記録」と一見して分るように、じつにさまざまな問題と人物ととりあがいて、報告と討論と検討を重ねてきました。もちろんこういう研究は、本来ならば運動の当事者やその関連者たちが生存している

いるうちに、聞きとりもし、関連文献をもってそれを書付けたり、何よりも朝鮮本国でさまざまな作業であることはいうまでもありません。

残念ながら南北分断のきびしい現実のため、ここでは最高指導者個人による「革命的伝統」だけが実態以上に誇張され、南では大韓民国の「法統」を強調するのに集中して、ペランスのとれた民族運動史の叙述をなしていない現状があるのです。

いうまでもなく民族の歴史というのは、ある特定個人の権威を不当にたかめるための道具であってはならないし、またある特定政権を正当化するための道具であってもしないのです。つまりわれわれは、研究会発足五周年にあたって、もういちどこの研究会を発足させた初心を噛みしめるべきだと思ひます。と同時にこの日本での研究においても、たとえ言論と歴史の自由があるとはいえ、主として官憲の資料に依拠しなければならぬという限界についても、謙虚に認めなければならぬと思ひます。ただわれわれがなすべきことは、そのような限界内において、なすうることだけはある、と

いふことだと思ひます。

私事についてのやめるならば、研究会発足から五周年といつても、さらにさかのぼって京大人文研での近代朝鮮研究班のときからすれば、一〇年になります。何人かのメンバーはじつにこの年尚、研究会の場においてつきあつてきたことになりま

す。遺囑を述べてみると感慨深いです。しかし私がもっともおそれるのは、私の研究会運営において、精神的にも、研究的にもマンネリズムにおちいるのではなか、ということとです。

この研究会の発展のためにも、日本における朝鮮史研究会

が、すでに中堅的地位にあるメンバーのうちから、並い

ちに誰か研究会の運営を担当して、最近やや沈滞気味の研

究会に新進気鋭の気風をと吹き込んでくれることを希望して止

めるせん。

※ 次回の予定は 金森義孝氏

★ 在日朝鮮人運動史研究関西分会(第4回)例会

報告者 リングホーフ氏 (86年5月11日)

テーマ 「本名と通名―その歴史と現状」(中岡報告)

A まず名前と持つ意味を考えなければならぬ。

B 通名の使用

(一) 一九四五年までは日本(内地)において特に一九三〇年代

以後(三一独立運動・関東大震災)以後の朝鮮人は日本社会の同化的压力及び言論的にも社会と融和を保つため次第に通名を使用せざるをえなくなった(特に職場において)。しかし統計が少なかったためその過程が把握しにくい。一九三〇年代にはほとんど朝鮮人が通名を使つてゐたと金一勉氏は述すが、一九五三年に調査対象となった一・三九人のうち六、三%のみが通名を使用したことがあげられる。又、名古屋の春日国民学校と、ある大阪市内の国民学校のケースを見ると、かなり多くの生徒は終戦までに本名を使用していたことがわかる。

又、創氏改名の一九四〇年以前には通名を持つ卒業生は一人もいなかったことも評価すべき事柄である(大阪の例)。住吉のことがしにのいても通名が必要であった。大阪府復和会は一九五七年に表札に通名を書くように要請をあたした。

親日派や諸選挙の候補者の本名使用はアリベリ的存在にすぎなかつたといえる

(二) 一九四五年以後、日本で通名かり解放されない朝鮮人が互に以前より本名使用がむずかしくなってきた社会環境に直面している。単一民族・単一国民の閉鎖的は思考が相変りずま積となつてゐる。

戦場における親戚差別の他に通名使用の要請がいわば三重差別を一般化させてゐる。韓国・朝鮮人経営の企業や銀行での通名使用が同僚の進行と物詰つてゐる。スポーツと芸能界では最近まで本名使用は全く不可能であつた。

教育においては、本名を名のる運動が一九七二年以来東京阪と中心に展開されてきたが、全国的に見れば、同化現象と多分は関係してゐない。帰化してゐる日本人若衆に於ける運動が最近奮然とした人権を取り戻そうと努力しはじめたのである。

2. 通名の形成

一九四五年まで主に通名には五つの作りえがあつて、シニユメと敬語、敬語、九七九年の終戦まで、通名を別名、終戦後の通名に変わる傾向が強く、なつてゐるものがある。又、命名の場合、男の子に世代別の特長を底字と付ける習慣が薄れてきたのである。

D. 読め方と書方について一般的にいえば、日本社会における他民族の名前の尊重や認識が低いものであるといえる。漢字なり日本語読み、ローマ字なりの認識が低いといふことが、他民族の少ない日本社会では根本的な努力が必要とされていることが認識されたわけだと思ふ。

★ 朝鮮民族運動史研究 (第五回) 報告

報告者 飯沼二郎氏 (86年4月19日(土))

テーマ 日帝下朝鮮の小作について

日帝下朝鮮の小作人が、苛酷な小作料によって没落せしめられ、多くの人が国外に逃亡したことは、よく知られてゐる。李朝時代に較べて小作契約が整備され、小作料のとり立てがきびしくなったこと、日帝式の米作法が強制されて現金支出が増大したこと、小作料が実質的に増加したことなどが、その原因として考えられるが、とくに日本人にとって奇異に感じられることは、日本では地主が負担していた租税公課が小作人に負担せしめられていたことである。このことが過重な小作料と一層過重にしていたことは朝鮮総督府も認める所で、地主が徴収しようとしたが総督府といふ元々もたか

なかむれを改めることゝなされた。何れか。

本朝時代には、政府は耕作者から租税を徴収しており、耕作者は政府の直接支配を受けると同時に、また政府の保護をうけ、地主も政府の許可がなければ、小作人を変更することができなかつた。本朝の役所には地税納入者の名簿があつたが、地主の名簿はあつた。土地制度は地主の権利と認めらるゝことと耕作者の権利とを充足した。以後、耕作者は國家の保護を受けるとともに、租税納入の義務の付随として農家の地位を占めた。

改正の概略

「月並」一夫の叙述は、租民地支配の精神構造に脱落があり、したがって第二段落の部分と次の訂正を要する。

「八七年、近代日本の出来に當つて、政府は二つの法律を制定した。さうして法律に當つて、すべての日本人を租民地に登録し、地主の権利を規定し、すべての日本人を地主と認めた。この二つの法律は、一セツトと稱して、すべての日本人を、政府の支配下におくことに成功した。そして政府は、日本中の地主と中央集権的に組織し、その地主は、天皇の氏神と祭った伊勢神宮をおくことと

と、その地主は、天皇の氏神と祭った伊勢神宮をおくことと

によつて、すべての日本人を伊勢神宮の、つまり神人神たる天皇の氏神とした（それが「天皇制」である）。（以下一略参照）

★ 愛国者の心

(一) 在日朝鮮人運動史研究會（第五回）開会

日時 一九八六年六月八日 西午後二時

場所 育丘文庫

テーマ 「日本の労働組合と朝鮮人」 九三年度の大会より

報告者 谷合佳代子氏

(二) 朝鮮民族運動史研究會（第五回）開会

日時 一九八六年六月八日 西午後五時

場所 育丘文庫

テーマ 「九四〇年頃の金元鳳」

報告者 南嶋謙二氏

▲ コメント 予定者、7月14日 金原 7月18日 南嶋 7月19日

▲ 朝鮮人運動史研究會報告予定者氏名

68 鹿嶋 74 李 94 韓 98 姜徳花 100 金春 104 坪内

▲ 在日朝鮮人運動史研究會報告予定者氏名

68 谷合 74 坪内 94 水野 104 嶋内 114 三輪 124 金原美